○環境省令第二十六号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、原子力規制委員会設置法の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

環境大臣　細野　豪志

原子力規制委員会設置法の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令

（環境省組織規則の一部改正）

第一条　環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　環境省顧問（第二十八条）」を「第四章　原子力規制委員会（第二十八条）」に改める。

第四章中第二十八条を第二十九条とし、同章を第五章とする。

第二十七条の次に次の一章を加える。

第四章　原子力規制委員会

第二十八条　原子力規制委員会については、原子力規制委員会規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第　号）の定めるところによる。

（環境省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部改正）

第二条　環境省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令（平成十二年総理府令第九十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「大臣官房会計課長」を「大臣官房会計課長　廃棄物・リサイクル対策部長　総合環境政策局長　環境保健部長」に、「地方環境事務所長　子力規制委員会原子力規制庁長官」を「原子力規制庁長官」に改める。

（環境省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部改正）

第三条　環境省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成十二年総理府令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三号及び第四号並びに第三条第一号、第三号及び第四号」を「第三号、第四号及び第五号の二並びに第三条第一号及び第三号から第五号まで」に改める。

第二条第四号中「独立行政法人国立環境研究所」を「特別の法律により設立された法人」に改め、「試験研究等」の前に「環境の保全又は原子力の安全の確保に寄与すると認められる」を加え、同条に次の一号を加える。

六　災害による被害者その他の者で応急救助を要するものの用に供するため寝具その他の生活必需品を貸し付け、又は災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のため必要な機械器具を貸し付けるとき。

第十一条に次の一号を加える。

五　生活必需品、医薬品、衛生材料その他の救じゅつ品を災害による被害者その他の者で応急救助を要するものに対し譲与するとき。

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「又は第二十条第三項の」を「又は第二十条第二項の」に改め、「対して行った」の下に「同法第二十七条の四第一項又は」を加え、「原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の」を「原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の」に改める。

（汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令の一部改正）

第五条　汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令（平成二十三年環境省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「又は第二十条第三項の」を「又は第二十条第二項の」に改め、「対して行った」の下に「同法第二十七条の四第一項又は」を加え、「原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の」を「原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の」に改める。

附　則

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百六十一号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百十七号（内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

別表原子力安全委員会事務局の項を削り、同表に次のように加える。

死因究明等推進会議事務局	死因究明等推進会議事務局長

附　則

この告示中別表原子力安全委員会事務局の項を削る改正規定は原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から、同表に次のように加える改正規定は死因究明等の推進に関する法律（平成二十四年法律第三十三号）の施行の日（平成二十四年九月二十一日）から施行する。

○内閣府告示第二百六十二号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第三十一号（内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

別表原子力安全委員会事務局の項を削り、同表に次のように加える。

死因究明等推進会議事務局	死因究明等推進会議事務局長

附　則

この告示中別表原子力安全委員会事務局の項を削る改正規定は原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から、同表に次のように加える改正規定は死因究明等の推進に関する法律（平成二十四年法律第三十三号）の施行の日（平成二十四年九月二十一日）から施行する。

○内閣府告示第二百六十三号

災害対策基本法第二条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件（平成十二年十二月十五日総理府告示第六十二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年九月十九日から施行する。

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

「資源エネルギー庁　原子力安全・保安院」を「資源エネルギー庁」に、「環境省　原子力規制委員会」に改める。

○内閣府告示第二百六十四号

災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年九月十九日から施行する。

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構独立行政法人原子力安全基盤機構」に改める。